

「たんしんの投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定」新旧対照表

アンダーラインは変更箇所

改 定 後	改 定 前
1.（規定の趣旨） （略） 2.（買付銘柄の選定） (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく（累積）投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。ただし、<u>非課税口座に設けられた特定累積投資勘定（以下「つみたて投資枠」といいます。）または特定非課税管理勘定（以下「成長投資枠」といいます。）</u>において買付できる投資信託は、選定銘柄のうち、つみたて<u>投資枠または成長投資枠</u>用として当金庫が選定する銘柄とします。 (2)（略） 3.（申込方法） （略） 4.（買付金額の引落し） (1)（略） (2) 引落指定日は、毎月1日、5日、10日、15日、20日、または25日（つみたて<u>投資枠</u>をご利用される場合は、20日および25日を除きます。）とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。 (3)（略） (4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに目論見書補完書面に定めるものとします。なお、つみたて<u>投資枠</u>をご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則 <u>10</u>万円（指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で<u>10</u>万円を上限）とします（ただし、(5)で定める増額月を設ける場合を除きます。）。	1.（規定の趣旨） （略） 2.（買付銘柄の選定） (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく（累積）投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。ただし、<u>つみたてNISA</u>において買付できる投資信託は、選定銘柄のうち、つみたて<u>NISA</u>用として当金庫が選定する銘柄とします。 (2)（略） 3.（申込方法） （略） 4.（買付金額の引落し） (1)（略） (2) 引落指定日は、毎月1日、5日、10日、15日、20日、または25日（つみたて<u>NISA</u>をご利用される場合は、20日および25日を除きます。）とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。 (3)（略） (4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに目論見書補完書面に定めるものとします。なお、つみたて<u>NISA</u>をご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則 <u>33,000</u>円（指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で<u>33,000</u>円を上限）とします（ただし、(5)で定める増額月を設ける場合を除きま

改 定 後	改 定 前
(6)～(8) (略) 5. (買付時期および方法) (1)～(3) (略) 6. ～9. (略) 10. (その他) <u>(1) つみたて投資枠をご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</u> <u>(2)</u> 当金庫は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。 <u>(3)</u> 本規定に別段の定めがないときは、「但馬信用金庫投信取引約款」、上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。 11. (規定の変更) (略) 以 上 <u>(2024年1月4日改定)</u>	す。). (6)～(8) (略) 5. (買付時期および方法) (1)～(3) (略) 6. ～9. (略) 10. (その他) <u>(追加)</u> <u>(1)</u> 当金庫は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。 <u>(2)</u> 本規定に別段の定めがないときは、「但馬信用金庫投信取引約款」、上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。 11. (規定の変更) (略) 以 上 <u>(2020年4月改定)</u>